

王滝村空き家片付け事業補助金のご案内

村では、空き家の有効活用と定住促進を図るため、空き家の片付けを行う所有者に対し、補助金を交付しています。

空き家の所有者が空き家バンクに物件を登録していれば、

空き家の売買または賃貸借契約が成立する前でも申請することができます。

対象者	空き家の所有者（貸主、売主）	補助率	10/10
対象事業	空き家の片付け ※裏面参照	上限	10万円
手続き	事前申請制 必ず片付けを実施する前に相談・申請をお願いします。		

業者へ
見積依頼等

片付けの範囲や内容を決めて、業者と打ち合わせをして「見積書」を入手してください。 ※申請者が片付ける場合は見積不要

交付申請書の
作成・提出

交付申請書を作成し、必要書類を添付し、役場へ提出してください。

- 王滝村空き家片付け事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 添付書類
 - 片付けに係る見積書
 - 片付け内容のわかる図面や資料等
 - 片付け前の現況写真
 - ※報告書提出時も写真が必要となります。なるべく同じアングルで撮影いただきますようお願いいたします。
 - 承諾書

[役場] 審査し、交付が決まりましたら、交付決定通知書を送付します。

片付けを実施
業者へ支払い

通知書を受領後、片付けを行ってください。
片付けが完了したら、業者へ支払いを行い、領収書を受け取ってください。

報告書の
作成・提出

実績報告書を作成し、必要書類を添付し、役場へ提出してください。

- 王滝村空き家片付け事業補助金実績報告書（様式第5号）
- 添付書類
 - 契約書または領収書の写し
 - 片付け後の現況写真
 - ※申請で提出した写真と同じアングル

[役場] 審査し、補助金額の確定通知書を送付します。

請求書の
作成・提出

請求書を作成し、役場へ提出してください。

- 王滝村空き家片付け事業補助金交付請求書（様式第7号）

[役場] 補助金の交付を行います。

対象事業

1. 家財道具等の運搬、廃棄等
2. 屋内、屋外の清掃等



王滝村ホームページ
空き家片付け事業補助金

留意事項

- ✓ 原則1戸につき1回の交付となります。
- ✓ 提出期限 交付申請書…事前申請制 必ず片付けを実施する前に提出をお願いします。
契約成立前、契約成立後、どちらでも申請可能
実績報告書…事業完了した日から30日以内または年度末日のいずれか早い日
- ✓ 申請者が片付けをする場合
交付申請書の添付資料で、見積書は不要とします。
- ✓ 変更や中止になる場合
交付決定後に、事業費や補助金額、事業期間が変更になる場合は、ご相談ください。

交付の条件

- ✓ 補助金の交付を受けた日から起算して5年簡、第三者に対する賃貸または売買を目的として、当該空き家を王滝村空き家バンクに登録すること。
(ただし、5年を迎える日までに売買または賃貸借契約を締結することになった場合を除く。)

補助金返還の場合

- ・ 交付の条件に違反したとき。

補助金返還の金額

交付日からの 経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満
	返還を求める 金額	交付額の 100%	交付額の 80%	交付額の 60%	交付額の 40%